

令和3年11月24日

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

埼玉県知事 大野 元裕

**新型コロナウイルス感染症に係る要望及び子どもに対して
性犯罪・性暴力を行う者への厳正な対応に係る要望**

本県行政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本県は人口10万人当たりの一般病床数が全国最低であり、今後懸念される第6波を踏まえれば、医療提供体制の充実・強化は、本県にとって喫緊の課題となっています。

加えて、本県では、増加する後遺症に悩む患者に対する医療提供体制を拡充するため、県医師会と連携し、地域の医療機関の紹介で、7つの医療機関で後遺症外来を実施するとともに、集まった症例を症例集にして、県内の医療機関に提供する事業に取り組んでいるところです。しかし、後遺症の実態は依然として解明されておらず、取組に要する経費は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象となっておりません。

また、社会的弱者である子ども達への性犯罪や性暴力については、学校現場においては新法が成立するなど罪を犯した教員への厳正な対応の取組が進んでいるものの、保育所や放課後児童クラブでは、こうした取組は十分とは言えない状況にあります。

つきましては、下記の要望事項について、適切かつ迅速な対応を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 第6波に向けた病床・医療従事者の確保について

- (1) 第6波に向け、更なる病床確保をしていくためには、これまでの予定手術・予定入院の延期等について主治医の判断のもとで行う一般医療の制限

では限界があります。県の要請により確実に病床を確保するためには、あらかじめ国が一般医療の制限の範囲（延期・停止する疾患の例示など）を示すとともに、コロナ病床確保にかかる十分な財政的措置や一般医療の制限により生じる責任を負うことを明らかにするようお願いいたします。

(2) 宿泊療養施設の確保、自宅療養等における適切な医療の提供並びに臨時医療施設、酸素ステーションの設置などの対応には医療従事者の確保が不可欠であり、そのためには、財政負担はもとより、国の責任において広域的な調整を含めて、その実効性を担保するようお願いいたします。

(3) 新興感染症の流行時において、救急などの一般医療を圧迫することなく感染症患者の受入病床を確保するため、今回の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた基準病床数及び必要病床数の加算を可能とするなど、感染症対応を想定した病床制度とするようお願いいたします。また、圏域を超えた高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備を可能とするため、算定した病床数の範囲内で都道府県の裁量により、一定数を特定の二次医療圏に配分可能な枠とできるように、弾力的な制度の運用となるようお願いいたします。

2 新型コロナウイルス感染症の後遺症に対する取組について

(1) 後遺症に悩む患者に適切な医療を提供するため、専門家による分析・検証を行うなど後遺症の実態解明を早急に進め、これらの情報を都道府県へ提供いただくようお願いいたします。

(2) 各都道府県が実施する後遺症に係る医療提供体制の確保に要する経費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするようお願いいたします。

3 子どもに対して性犯罪・性暴力を行う者への厳正な対応について

わいせつ行為により保育士や放課後児童支援員等の資格等を失効させた者の再取得要件の厳格化や採用等に当たっての犯罪経歴確認制度の導入など、子どもに対して性犯罪・性暴力を行う者への厳正な対応に向けた取組を早期に実施するようお願いいたします。